

# 泉大津市会計年度任用職員（留守家庭児童会指導員）採用試験要領

令和6年3月  
泉大津市教育委員会

## 1. 採用予定職種、受験資格及び採用予定人数

(1) 職種 留守家庭児童会指導員

(2) 受験資格

A 令和6年4月1日現在で満65歳未満の人（定年は65歳）

B 地方公務員法第16条【欠格条項】のいずれにも該当しない人

《参考》地方公務員法第16条【欠格条項】

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 泉大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

C 次のうち、1か2に該当する者

1 【放課後児童支援員研修の受講資格がある者】

放課後児童支援員研修の受講資格がある者とは、下記のいずれかに該当する者である。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ④ 教職免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ⑨ 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めた者
  - ⑩ 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 2【留守家庭児童会の運営に強い関心を持ち、子どもの健全育成に理解のある者】

(3) 採用予定人数

5名程度

※なお、採用予定人員に達しない場合でも、試験成績が採用の基準に満たないと判断した場合は、合格者としなないことがあります。

## 2. 試験方法、日時等

(1) 試験方法

面接試験

(2) 試験日時

試験日時は、応募者と相談の上、随時決定します。

※日時については、決定後、応募者に通知します。

(3) 試験会場

泉大津市役所内

(4) 結果発表

合否にかかわらず本人に通知します。

※受験申込のあった方から順次選考を行い、採用者を決定します。予定人数に達した場合は、募集を停止します。

## 3. 勤務条件等

(1) 任用期間

採用決定後、翌月の1日から令和7年3月31日まで。なお、本採用試験に合格し、任用された場合、人事評価等の審査による次年度の任用が可能となります（最大4回まで）。

※毎年度、任用後の1か月間は、条件付任用期間になります。

(2) 勤務場所及び業務内容

① 勤務場所 旭小学校を除く、泉大津市内の各小学校の仲よし学級

② 勤務内容 留守家庭児童会（仲よし学級）に係る運営・企画・事務等

③ 勤務日・勤務時間

年間平均週 29 時間程度で、主に次の勤務時間

月曜日～金曜日

午後 1 時～午後 6 時

土曜日（春、夏、冬休み含む。月 2 回程度）

午前 8 時～午後 6 時の内 6 時間

三季休業中（春、夏、冬休み）、運動会等代休日

午前 8 時～午後 6 時の内 5～6 時間

※延長保育の利用により、午後 7 時まで超過勤務の場合があります。

※その他、変更する場合があります。

(3) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、非常勤職員の公務災害補償あるいは労災保険が適用されます。

#### (4) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適応されます。

### 5. 報酬等

#### (1) 報酬額（年収）

① 職種 留守家庭児童会指導員（週約 29 時間）

② 報酬見込（年収） 205 万円（初任給）～283 万円程度

※上記報酬額は月額報酬及び期末手当（賞与）等を含んだ額になります。なお、報酬は初任給に本市職員としての経歴を勘案して決定します。

※今後、給与改定等により変更することがあります。

#### (2) 報酬に関する事項

① 報酬支給日 毎月 21 日

（支給日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前日又は前々日になります。）

② 交通費 それぞれの条件に応じて支給

（市内在住者については、交通費の支給はありません。）

③ 次年度に再度任用された場合、会計年度任用職員としての経験を加味した昇給制度があります。

### 6. 受験申込

#### (1) 受付時間

閉庁日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

#### (2) 受付場所

泉大津市教育委員会事務局 教育部スポーツ青少年課（泉大津市役所 3 階）

#### (3) 提出書類

次の①、②の書類を持参又は郵送してください。

① 泉大津市会計年度任用職員（留守家庭児童会指導員）採用試験申込書（写真添付）

② 放課後児童支援員研修受講資格を有する者は、応募資格に該当する資格（見込みを含む）等を有することを証明するもの

※郵送先 〒595-8686 泉大津市東雲町 9 番 12 号 泉大津市教育委員会スポーツ青少年課

### 7. その他

- 申込書の記載事項が正しくない事が判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- 試験日時に遅れた人は受験できない場合があります。
- 書類提出時に、受験票をお渡しします。試験当日に、受験票を必ず持参してください。郵送で書類を提出された場合は、採用試験申込書に記載の住所へ受験票を郵送します。
- 提出した書類は返却できません。
- 自然災害等により試験の実施が危惧される場合は、試験当日の午後 3 時現在の状況を判断の上、実施か中止を決定する予定です。試験が中止になった場合は順延して実施します。

### 8. 問い合わせ先

泉大津市教育委員会 スポーツ青少年課 青少年育成係

電話 0725-33-1131（内線 2322、2353）